



**特集 まちづくり基本条例と
市民自治推進委員会**

みんなで参画 まちづくり

【写真】 おもちつき（12月8日金・幼保一元化施設『コロポックルの森』）

もくじ

- 新年のごあいさつ…… 2
- みんなで参画まちづくり…… 3
- 国境を越えて広がる交流の輪……12
- 東奔西走……14
- 福祉の窓・仲間たち……16
- 情報あらかると……17
- となりまちホットライン……30

新年の ごあいさつ



新年あけましておめでとうございます。
市民の皆さまには、お健やかに新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。
昨年は、『いざなぎ景気』を超える景気の回復がマスコミなどでいわれておりますが、サラリーマンや中小企業などでは、その実感がないという声が大勢を占めております。
一方、自治体を取り巻く行財政環境は、年々厳しさを増し、また、少子・高齢化が進展し、複雑・多様化する市民の要望に、いかに応えていくかが最大の課題となっております。
このため、議会としても、その役割・機能を生かして市民の声をいかに市政に反映させるかという観点から、これまでの議会のあり方について総体的な検討を行いました。
その結果、市民との交流を深めるとともに、市民意見を的確にとらえた政策形成への取り組みが何よりも求められているという考えのもと、議会の定例会の開催回数を年4回から年3回にしたほか、議員定数の削減や経費の節減などに努めました。
今後はさらに、市民との協働を主軸とする協働型議会の構築を目指し、『市民が主人公』の分権型社会の創造につながるまちづくりを進めてまいります。
最後に、この一年が市民の皆さまにとりまして、より良い年となりますよう心からお祈り申し上げまして年頭のごあいさつといたします。



新年あけましておめでとうございます。
市民の皆さまにおかれましては、輝かしい希望に満ちた新春を迎えられたこととお喜び申し上げます。
旧年中は、市政の推進にご支援とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
昨年は、日本の経済好調の持続期間が戦後最長だった『いざなぎ景気』を超えたと発表されましたが、一般消費者には景気回復の実感乏しく地域格差の拡大が続き、地方自治体は地方分権の進展や三位一体の改革により、極めて厳しい財政状況となっております。
このような状況の中、当市では多くの市民の参画のもと、今後10年間に行うべきまちづくりの施策について、論議しまとめた『第4次総合計画第2期基本計画』がスタートするなど、市民と行政による協働のまちづくりの推進に努めてきました。
今後は、多様化する市民ニーズや少子・高齢社会に対応できる基礎自治体としての組織体制の整備に努めるため、近隣市町との連携や広域合併も視野に入れた検討が必要と考えています。
この一年が、登別市の将来にとって、確かな一歩として刻まれる年となるよう、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、市民の皆さまにとりまして、明るく幸多い年となりますようご祈念申し上げます。

みんなで参画 まちづくり



平成18年10月12日、市民と行政による協働のまちづくりをより一層進めるため、公募の市民で構成された『登別市市民自治推進委員会』が発足しました。

今月号では、条文の中で『登別市市民自治推進委員会』の設置がうたわれ、市民がまちづくりに参画できる仕組みを明確にした『登別市まちづくり基本条例』とその趣旨について詳しくお知らせします。

みんなで創った まちづくりの基本

少子・高齢社会の到来や、国の制度の変更などによる地方自治体の財政状況の悪化。今、登別市に限らず、多くの地方自治体は、限られた財源の中で、いかにより良いまちづくりを進めていくか、その方向性を模索しています。

市民の皆さんが心豊かに、また、『のぼりべつ』を誇りに思えるまちにするためには、市民と行政が対等の立場に立ち、『のぼりべつ』の現状について共通の認識を持った上で、連携・協力してまちづくりを進めていく必要があります。

市は、広範な市民の参画によるまちづくりを進めるため、公募の市民と市職員のほか、オブザーバー参加の日本工学院北海道専門学校 학생など構成される『登別市まちづくり基本条例

検討委員会』を設立。約1年間にわたる数十回の会議を重ね、平成16年7月には、条例案などを含む提言書が同検討委員会から市長に提出されました。

市は、この提言書を基に素案づくりを進め、議会や庁内などの意見調整を経て、平成17年12月21日に『登別市まちづくり基本条例』を施行しました。

この条例は、市民と行政、議会のそれぞれの役割や責任、まちづくりへの市民参画の仕組みや権利などを明記したもので、『のぼりべつ』のまちづくりの指針となるものです。

市が定める最高規範 まちづくり基本条例

登別市まちづくり基本条例は、登別市が定める最高規範で、市が制定・改廃するすべての条例や規則などの規範となるものです。条例は、前文のほか、28条で構成されています。

登別市まちづくり基本条例 目次

- 前文 (4ページ)
- 第1章 (4ページ)
総則 (第1条・第2条)
- 第2章 (5ページ)
情報の公開と共有
(第3条～第6条)
- 第3章 (5・6ページ)
市民参画の推進
(第7条～第9条)
- 第4章 (6・7ページ)
連携と協力 (第10条～第14条)
- 第5章 (7・8ページ)
行政の政策活動
(第15条～第17条)
- 第6章 (8・9ページ)
行政組織と職員
(第18条～第21条)
- 第7章 (9・10ページ)
議会の役割 (第22条)
- 第8章 (10ページ)
市民、市長、議員及び職員の
責務 (第23条～第26条)
- 第9章 (10・11ページ)
最高規範性と市民自治推進委
員会 (第27条・第28条)

登別市まちづくり基本条例

前文

私たちのまち登別市は、カムイヌプリをはじめとする多くの山と多くの川が流れ注ぐ太平洋に囲まれ、さらにアイヌ神謡集にも謡われた自然豊かなまちです。また、登別市は、世界各国から多くの人が訪れる源泉豊富な湯のまちでもあります。

このような自然豊かなまちを後世に引継ぐことは、私たちの責任であることを市民誰もが深く認識するとともに、これからの個性的で魅力あるまちづくりを進めるためには、自己決定・自己責任のもと、市民が一体となって取組

むことが求められています。

そのためには、多くの市民がまちづくりに参画できる仕組みが必要であることから、この条例を制定するものである。

解説

この前文は、この条例の制定の由来と理念を明らかにするものです。

自然豊かな湯のまち『登別市』を後世に引き継いでいくことは、わたしたち市民の責任であり、自己決定と自己責任のもと、市民が一体となってまちづくりに取り組むことが必要なことから、この条例を制定することを宣言しています。



第1章 総則

目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、登別市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの主体者である市民、市及び議会のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、公正・公平・公開を原則とする市民自治の実現を図ることを目的とする。

解説

この条は、登別市まちづくり基本条例の達成しようとする目的を明らかにするものです。

市民や市、議会がまちづくりの主体者であり、市政の主権者であることと、『市民』『市』『議会』が互いに協働し、『公正・公平・公開を原則とする開かれた市民自治の実現（11ページ用語解説①参照）』が、この条例の目的であることを定めています。

まちづくりの基本理念

第2条 まちづくりの基本理念は、次に掲げるものとし、市民及び市はこの理念に基づきまちづくりを推進しなければならない。

(1) 市民は、市民自治を実現するために自ら学び、市民の権利を行使し、まちづくりに積極的に参画するよう努めること。

(2) 市は、市民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たし、まちづくりに関する情報（以下「情報」という。）を提供すること。

(3) 市は、市民の参画の意欲を高めるように啓発に努めるとともに、まちづくりのそれぞれの過程において、市民の参画の機会を保障すること。

(4) 市民、関係自治体、道及び国との役割分担を明確にするとともに協働協力によって、市の課題の解決を図ること。

(5) 市は、時代のニーズに適応した政策形成を図るために、総合計画、財政運営及び行政評価等の政策活動に必要な制度の確立及び運用の原則を明らかにすること。

(6) 市は、市民にわかりやすい簡素で効率的な行政組織を編成するとともに、市職員の政策形成能力の育成・向上に努めること。

解説

この条は、まちづくりの基本理念を明らかにするため、基本原則を総体的に定め、これに基づき、まちづくりを推進しなければならないことを定めています。



第2章 情報の公開と共有

情報を知る権利

第3条 市が保有する情報は市民の財産であり、私たち市民はそれを知る権利を有する。

解説

この条は、まちづくりについての情報が、市民の財産であることを明らかにし、市民の知る権利を保障しています。

市民の知る権利には、市が市民に情報を提供する方法と、市民が市に情報の公開を求める方法があります。情報の提供については第4条で定め、情報の公開については登別市情報公開条例で定めています。

情報公開



情報の提供

第4条 市は、市が保有する情報を市

民にわかりやすく提供するとともに、市民が迅速かつ容易に取得できるように整理し、保存しなければならない。

2 市は、提供した情報に対する市民からの意見、提言等をまちづくりに反映するよう努めなければならない。

3 私たち市民は、提供された情報を積極的にまちづくりに生かさなければならない。

解説

この条は、市が保有するまちづくりに関する情報の取り扱いと、まちづくりを進める上での市民と市の情報の活用について定めています。

情報を市民に分かりやすく提供することは、市民がまちづくりに参画し、活発な議論をする上でもっとも大切なことです。そのため、市は、市民が迅速かつ容易に取得することができるように情報を整理し、保存しなければならない。

市は、市民の意見や提言などをまちづくりに反映するよう努めるとともに、市民は情報をまちづくりに積極的に生かさなければならない。

説明・応答責任

第5条 市は、市政運営にあたって、公正の確保と透明性の向上を図るため、市民にわかりやすく説明する責務を有する。

2 市は、市政運営に関する市民の質

問等に対し、誠実に応答する責務を有する。

解説

この条は、市が市政運営に当たって、公正の確保と透明性の向上を図るため、市民に市の事務事業の内容を具体的に説明する責務があるとともに、質問などに応答する責務があることを定めています。

市は、市民からの負託に基づき市政運営を行っています。自らの行動について説明する責務があります。

個人情報の保護

第6条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等に関して必要な措置を講じなければならない。

解説

この条は、市が保有する個人情報を保護するための方針を定めています。

市が行政活動を進める際、さまざまな個人情報を取り扱っていますが、情報公開の求めに応じて、市が保有する個人情報を開示することは、個人の利益となる恐れがあります。

そのため、市は、個人情報の提供などを行う場合の必要な措置として、登別市個人情報保護条例を制定し、個人の権利や利益が侵害されることのないよう必要な措置を取っています。

第3章 市民参画の推進

市民参画の権利と責任

第7条 私たち市民は、男女の区別なく何人も自由、平等な立場でまちづくりに参画する権利を有する。

2 私たち市民は、自らの発言と行動に責任をもって、まちづくりに参画するよう努めなければならない。

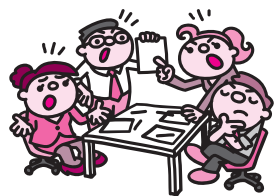
3 私たち市民のまちづくり活動への参画に関しては、自主性や自立性が尊重されるものであり、何人からも不当な関与や不利益を受けない。

解説

この条は、市民がまちづくりに参画する権利、責任などを定めています。

まちづくりは、広範な市民の参加によって行われるべきものであり、市民自治の理念のもと、市民の権利として主体的にまちづくりに参画できることを保障するとともに、市民のまちづくりへの参画に対する姿勢に責任を持つことを明文化しています。

まちづくりへの参画は、個人の自由意思に基づくものであり、参画することによって不当な関与や不利益を受けるものではありません。



参画機会の保障

第8条 市は、市民参画によるまちづくりを推進しなければならない。

2 市は、市民参画の仕組みを明らかにし、市民が参画しやすい環境を整備しなければならない。

解説

この条は、市は、市民がまちづくりに参画する機会を保障しなければならないことを定めています。

市が市民との協働のまちづくりを進める際、ボランティア団体やNPO（11ページ用語解説④参照）、町内会活動

への参加、有志による美化活動、市からの求めによる施策などへの提言など、市民の参画の手段はさまざまな方法が考えられます。

市は、これらのまちづくりへの参画機会を保障するため、市のホームページや広報紙などの情報提供を充実するとともに、第28条に定める市民自治推進委員会の設置など、市民がまちづくりに参画しやすい環境を整備しなければならないことを定めています。

市民投票制度

第9条 市は、まちづくりに関わる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票制度を設けることができる。

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

解説

この条は、市がまちづくりを進める上で重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する最終的な意思確認の手段として、市民投票制度を設けることができることを定めています。

市民投票制度を定める条例は、案件ごとに、その都度、条例を制定して行う『個別型』と、投票の手続きなどをあらかじめ条例で定めておく『常設型』の2つに分類することができます。

市民投票は、その実施について十分な議論が必要であり、対象となる案件が幅広く、また、投票資格者の範囲を一律に決めることが適切ではないと考えられるため、この条例では市民投票の実施について、必要な事項は案件ごとにそれぞれの条例で定めることにしています。



第4章 連携と協力

コミュニティ

第10条 私たち市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等（以下「コミュニティ」という。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができる。

2 私たち市民は、地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するとともに、守り育てるよう努めるものとする。

3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティに関わる施策を推進し、必要に応じて支援することができる。

解説

この条は、市民自らが組織するコミュニティが果たす役割を市民自身が尊重し、育成する必要を認識するとともに、市はコミュニティの活動がよりよい形でまちづくりに反映できるように自主性・自立性を尊重して支援することを定めています。

コミュニティの活動は、地域の活性化につながり、また、その活動が市民同士のつながりを密接にし、まちづくりの原動力になると考えられます。

は、市民が町内会やボランティア団体、各種サークル、NPOなどのコミュニティを主体的に組織することができ、活発な活動を促進する環境づくりが必要です。



市外の人々との連携

第11条 私たち市民は、福祉、環境、経済、観光、教育、文化、学術、芸術、スポーツ等の様々な分野に関する取組を通じて、市外の人々と連携・協力するとともに、市外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するように努めなければならない。

解説

この条は、市民が行うさまざまな分野の主体的な取り組みについて、市民同士のつながりとどまらず、行政区域を越えた市外の人びととの連携・協

力を行い、そこから生まれる意見や提言をまちづくりに有効活用していくことを定めています。

まちづくりを進める際、地域に暮らす市民の活動から生まれる意見や提言はとても重要ですが、観光客をはじめ、市外でコミュニティ活動などを行っているほかの地域の住民の経験などに基づく意見や提言は有用であり、まちづくりの飛躍につながります。



▲全国から大学生が集い、登別市の観光政策について提言を行った『第1回全国大学政策フォーラムin登別』

国及び関係する自治体等との連携

第12条 市は、まちづくりを進めるにあたり、国及び関係自治体等との連携・協力に努めなければならない。

解説

この条は、市は、まちづくりを進めるに当たり、行政区域を越えた共通の課題の解決などを図るため、国や関係

する自治体などとの連携・協力を努めなければならないことを定めています。

地方分権の進展により、地方自治体の自主自立が求められており、各自治体は持てる財源や地域資源を有効に活用する必要があります。

そのため、一つの自治体のみで地域住民の福祉の向上を図るよりも、国やほかの自治体と連携して事務事業を進める方が効率的で質の向上を図ることができると考えられます。

国及び道への意見・提案

第13条 市は、国及び道と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的発展のために、国及び道に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を積極的に行うものとする。

解説

この条は、国・道と対等・協力の関係、いわゆる『パートナーシップ』の関係のもと、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的発展のため、国・道に対して政策や制度の改善などに関する意見・提案を積極的にを行うことを定めています。

いわゆる『地方分権一括法（11年用語解説⑤参照）』の施行により、機関連任事務（11年用語解説⑥参照）が廃止され、国と地方との関係が制度的に

も『対等・協力』と位置付けられました。

そのため、地方自治体は自己決定・自己責任の原則の下、より地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められ、また、都道府県と市町村の関係についても、対等・協力の関係の下で、地方分権型社会にふさわしいパートナーシップの構築が求められています。

国際交流活動

第14条 市民、市及び議会は、国際社会における自治体の責任と役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的交流・連携に努めるものとする。

解説

この条は、まちづくりの主体者である市民や市、議会は、国際社会における登別市という自治体としての責任と



▲登別デンマーク協会が、デンマークからの研修生マチルデ・ラスムッセン（左）を受け入れて開催した『デンマーク料理教室』

役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流や連携を図るよう努めることを定めています。

交通機関や情報機器の発達により、海外との接点を持つことが容易になった今日、平和、人権、環境、エネルギーなどの地球規模の諸問題についての対応が地方自治体においても重要性を増してきており、異なる歴史・文化を持つ人びとと交流の輪を広げ、一人ひとりが国際理解を深める必要があるとされています。

第5章 行政の政策活動

総合計画

第15条 市は、市の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及び基本構想を実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を広く市民の参画のもとに策定しなければならない。

2 基本計画を具体的に実施するにあたり、実施計画を策定する。

3 実施計画は、行政評価や財政状況を踏まえて策定しなければならない。

4 実施計画において実施する政策は、一覧表で表示するとともに、市民にわかりやすく公表しなければならない。

5 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図るものとする。

解説

この条は、まちづくりを進めていくための指針となる総合計画の策定に当たって、市民参画のもとで行わなければならないことを定めています。

また、実施計画策定の際は、基本計画を具体的に実施するため、社会経済情勢などをとらえ、時代のニーズに対応する実施計画の策定についての方針を定めるとともに、ほかに計画を策定する必要がある場合は、市の計画として最上位にある総合計画との整合性を図ることを定めています。

市は、市民との協働のもと、『人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ』をキャッチフレーズに、平成8年度を初年度とする総合計画を策定しました。この総合計画の策定に当たっては、市民の意識調査を



▲登別市総合計画（平成8年策定）と第2期基本計画（平成18年策定）

行うとともに、各種団体や審議会から提言をいただくなど、多くの市民が参画し、その根幹となる基本構想では、登別の50年後を想定したまちの姿が描かれています。

基本計画は、基本構想を実現するために10年間にいうべき施策の方向を示したもので、実施計画は基本計画に沿って具体的に進める毎年の事務事業を積み上げて策定する計画で、3・4年間にいう事務事業が示されています。

財政運営等

第16条 市は、財政運営にあたって、常に健全財政を旨とし、最少の経費で最大の効果をあげるように努めなければならない。

2 市の予算は、財政状況を勘案し、市民の意向を踏まえて編成しなければならない。

3 市は、毎年、収支や財産、負債などを含む財政状況を公表しなければならない。

4 市は、市民負担のあり方や市有財産の活用等の検討とともに、市の自主的な財政基盤の強化に努めなければならない。

解説

この条は、市の財政運営に当たって、市税などの貴重な財源を効果的に活用するよう努めなければならないことや、市民の意向を踏まえた予算編成、財政

基盤の強化について定めています。

財政状況の公表については、地方自治法や市の条例により、収入と支出の概況、住民の負担の状況、公営事業の経理の概況、財産、公債費、一時借入金金の現在高などを市民に公表しなければならないものとされています。



行政評価

第17条 市は、行財政運営を効果的、効率的に行うとともに、透明性を高め、説明責任を果たすため、市民参画による行政評価を実施しなければならない。

2 市は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施するとし、その結果を公表するとともに、まちづくりに反映させるものとする。

解説

この条は、市の行財政運営に関する市民への説明責任の一環として行う行政評価について定めています。

行政評価は、行財政運営を効果的、効率的に行うとともに、市がどのような目的や目標を持ち、現状はどのような状態にあるのか、これからどのように行政活動を進めていくのかなどを市民に説明するとともに、市民の声を行政運営に反映するため、市民参画による行政評価の必要性を示しています。

第6章 行政組織と職員

行政組織の編成

第18条 行政組織は、市民にわかりやすいものであると同時に、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう編成しなければならない。

2 市は、職員定数の適正化計画を定め、効果的、効率的な行政運営に努めなければならない。

解説

この条は、市の行政組織を編成する基本方針について定めています。

本格的な地方分権の確に対応し、市民の福祉向上を図るためには、簡素で効率的な行政システムを確立していく必要があります。

また、職員定数の適正化を図り、少数精鋭での行政事務・事業の執行が必要なことから、機動的・弾力的な行政運営を可能とし、政策課題に対応した市民に分かりやすい組織としなければならない。

市は、部の統廃合を行うとともに、課や係を廃止してグループ制を導入し、さらに流動体制を採用するなど、事務事業への柔軟な対応に努めています。



危機管理

第19条 市は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために、市民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めなければならない。

解説

この条は、危機管理の方針として、災害などから市民の生命や財産を守るため、不断に市民や関係機関との連携・協力などによる危機管理体制を構築することを定めています。

近年、全国各地で地震や大雨などによる災害が発生し、大きな被害を出しています。それらの自然災害の被害を最小限に食い止めるため、危機管理体制の構築が求められています。

市は、災害を想定した訓練を行うため、警察や病院、町内会などの関係機



▲登別市総合防災訓練で町内会が参加した初期消火訓練

関の参加・協力を得ながら、総合防災訓練を行っています。

また、災害による被害を最小限に食い止めるためには、地域住民が自分たちのまちは自分たちで守るという自覚のもとに組織する『自主防災組織』などの活動が不可欠です。

職員

第20条 市は、時代の変化により生じる政策課題を解決するため、職員の政策形成能力の育成・向上を図る研修の充実に努めなければならない。

2 市は、職員が市民とともにまちづくりに参画する環境の整備に努めなければならない。

解説

この条は、市が時代の変化に対応できる職員を育成するため、政策形成能力などの研修を充実させることを定めているほか、職員は市民とともにまちづくりを進める使命があることから、市は、職員がまちづくりに参画できる環境の整備に努めることを定めています。

市民ニーズの変化や地方分権の推進により、市職員が職務を遂行するためには幅広い知識や政策形成能力が求められています。

地方公務員法では、職員にはその勤務能率の発揮や増進のために、研修機会を保障していますが、研修のみなら

ず、自己研さんが必要であることは言うまでもありません。



▲市職員研修

出資団体等

第21条 市は、出資や補助、事務事業の委託または職員を派遣している団体に對し、必要に応じて、当該団体の運営体制等に関する情報の開示を求めることができる。

2 前項の場合において、当該団体は市に協力しなければならない。

解説

この条は、市が出資などを行っている団体に対して、法で定めがある場合のほか、必要に応じてその団体の運営体制や事業展開、経営状況などに関する情報の開示を求めることができることに、団体はその情報の提供に協力しなければならないことを定めています。

市は、市民ニーズに幅広く対応し、効率的な行政運営を行うため、事務事業の委託や関係団体の活動の支援を行っています。

第7章 議会の役割

議会の役割と責務

第22条 議会は、広い視野に立ってまちづくりの課題を明らかにし、自由に議論をするよう努めなければならない。

2 議会は、市民を代表して最終的意思を決定する議決機関として、市民の意思が市政の運営に反映するよう活動しなければならない。

3 議会は、市民のニーズに対応した政策立案に積極的に努めなければならない。

4 議会は、市の事務事業が公平・効率的に執行されているかどうか、市民の立場に立って監視し、けん制しなければならない。

5 議会は、議会改革に努め、議会の持つ情報を市民と共有できるように努めなければならない。



▲市議会定例会

解説

この条は、議会の役割と責務について定めています。

議会は、住民の意思を代表・決定する合議制の意思決定機関で、地方自治体の意思は住民を代表する議会によって決定されます。

地方自治法では、議会の果たすべき役割や執行機関である地方自治体との関係がうたわれていますが、広い視野に立つてまちづくりの課題を明らかにし、自由に討議するよう定めるとともに、意思決定や政策立案、監視機能、情報公開について努めるよう、あらためて責務として定めています。

第8章 市民、市長、議員及び職員の責務

市民の責務

第23条 私たち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、互いに協力・助け合いながら、まちづくりの基本理念に基づき、市との協働のまちづくりを進め、市の発展に寄与するよう努めなければならない。

解説

この条は、市民の責務を定めています。

地域のまちづくりは、住民の参加によって成し得るという住民自治の考え

を再確認するとともに、まちづくりの主体的な担い手は市民であるということと、また、互いに協力し、助け合うなど思いやりを持って、市民一人ひとりが市と協働して市の発展に寄与していかねばならない責務が市民にあることを定めています。



市長の責務

第24条 市長は、まちづくりの基本理念を遵守し、市民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の負託に応えなければならない。

解説

この条は、市長の責務を定めています。

市長は、市民の負託に基づく市政を運営する市の代表として、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、市民とともに住民自治を進めなければならないことを定めています。

議員の責務

第25条 議員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、市民の福祉向上に努めなければならない。

解説

この条は、議員の責務を定めています。

す。

議員は、選挙を通じて住民によって選ばれ、意思決定機関である議会を構成する住民の代表者です。住民の代表者たる議員の責務として、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、市民の福祉向上に努めなければならないことを定めています。

職員の責務

第26条 職員は、その職責が市民の負託に由来することを自覚し、この条例に定めるまちづくりの基本理念及びこれに基づいて創設される制度を遵守して職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりを推進するため、その活動に積極的に参画するよう努めなければならない。

3 職員は、まちづくりの課題を解決するため、必要な知識、技能の習得に努めなければならない。

4 職員は、他の職員が市の行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為を行っていることを知ったときは、その事実を市長に報告しなければならない。

解説

この条は、市職員の責務を定めています。

地方自治法と地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当

たつては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

市職員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、まちづくりに積極的に参画することや自己研さんに努めなければならない責務があり、また、ほかの職員が法令などに違反していることが分かったときには、市長に報告する義務があることを定めています。

第9章 最高規範性と市民自治推進委員会

最高規範性

第27条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃にあたって、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

解説

この条は、登別市まちづくり基本条例が、市が定める最高規範であり、市が制定改廃するすべての条例や規則などの規範となるべきものであることを定めています。

地方自治法では、地方自治体は、住民福祉の向上を目的として、地域における事務を処理する権能を有するとされています。市が事務を行う際、この条例の趣旨に添って整合性を図らなければならないことを定めています。

市民自治推進委員会の設置

第28条 この条例の目的を達成するため、市に登別市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市民自治の推進に関すること
- (2) 市民と市の協働のあり方に関すること

(3) 市の進める事務・事業に関すること

- (4) この条例の見直しに関すること
- (5) その他

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

解説

この条は、協働のまちづくりを推進するための広範な市民参画の場として設置する『登別市市民自治推進委員会』について定めています。

この委員会は、これまでのような特定の目的のための委員会ではなく、市政全般にわたるもので、市民と行政による協働のまちづくりを推進する重要な委員会です。

第1項では、この条例の目的である『公正・公平・公開を原則とする開かれた市民自治』の達成に向けて、市民自治推進委員会を設けることを定めています。

います。

第2項では、市民自治推進委員会は、市民自治の推進や、市民と市の協働のあり方、市の進める事務・事業、条例の見直しなどについて、協議することを定めています。

『市民と市の協働のあり方』や『市の進める事務・事業』の項目では、市民自治推進委員会が、自分たちのまちづくりは自分たちで進めるという市民自治の趣旨を踏まえ、市民と市がどのように協働していくか、また、市の進める事務・事業に対して検証・提言することを協議するものと定めています。

『条例の見直し』の項目では、時の経過により、この条例が形骸化することとも考えられるため、市民で組織する市民自治推進委員会が条例の見直しについて協議し、提言していくことを定めています。

第3項では、委員の任期など市民自治推進委員会の詳細は、市長が別に定めることを定めています。

用語解説

①市民自治の実現

憲法第92条に規定する『地方自治の本旨』についての一般的な考え方である『住民自治（②参照）』と『団体自治（③参照）』の2つの意味における地方自治を確立すること。

②住民自治

地方自治体の運営は、その自治体の住民の意思に基づき、広範な住民の参画により行われるべきもので、地域内の課題は、住民自らが解決を図ること。

③団体自治

地方自治体が国から独立した団体として、団体自らの意思と責任で自治行政を行うこと。

④NPO

民間非営利組織のこと。株式会社などの営利を追求する企業とは異なり、営利を目的としない組織。

⑤地方分権一括法

正式には『地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律』といい、地方分権を推進するために475本の法律を一括改正する法律で、一部の規定を除き、平成12年4月に施行。

⑥機関委任事務

国から委任され、地方自治体が代行して行う事務。

一緒にまちづくりをしませんか

～登別市市民自治推進委員会の委員を募集しています～

皆さんは、日々の生活の中で、「登別市でもこんなことができたらかって便利になるのに」、「実現できると思うけど、なぜ、誰も取り組まないのだろう」、「登別市で暮らす上で、こんな問題があるけど、誰も疑問に思わないのだろうか」と思うことはありませんか。

市は、市民と協働のまちづくりを進めるため、『登別市市民自治推進委員会』の委員を随時、募集しています。

委員といっても堅苦しいものではなく、より良い『のぼりべつ』を実現するため、まちの問題点や課題について、意見を出し合い、市に提言をしたり、疑問点について勉強会を行ったり、自分たちにできることがないか模索する『まちづくりの有志』です。

「行政のことが分からない」、「まちづくりなんて難しそう」、「特別な意見なんて持っていない」と考えず、気軽にご参加ください。

明日の輝く『のぼりべつ』は、皆さんのちょっとした一言から生まれるかもしれません。

▶**応募資格** 市民と行政による協働のまちづくりに賛同し、市内に居住または通勤・通学している18歳以上の方

▶**募集形態** 登録制（3年ごとに更新）

▶**委員の身分** 無報酬のボランティアで、会議出席時などの交通費も支給されません

▶**申込方法** 市のホームページ（新着情報）や市役所本庁舎市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館に備え付けの登録申込書に必要な事項を記入の上、企画グループへ持参または郵送していただくかEメールでお申し込みください



▲第1回登別市市民自治推進委員会

登別市まちづくり基本条例と
登別市市民自治推進委員会に
ついてのお問い合わせは

企画グループ

☎05 1122 FAX05 1108

〒059-0012 中央町6丁目11
ホームページ：<http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp>
Eメール：kikaku@city.noboribetsu.hokkaido.jp

国境を越えて

広がる交流の輪

登別市・サイパン市友好都市締結

平成18年11月20日(月)、アメリカ合衆国自治領北マリアナ諸島サイパン市で、上野市長とサイパン市のホアン・トゥデラ市長が友好都市締結同意書に署名しました。

今月号では、友好都市締結に至った経緯や登別市とサイパン市の関わりなどについてお知らせします。

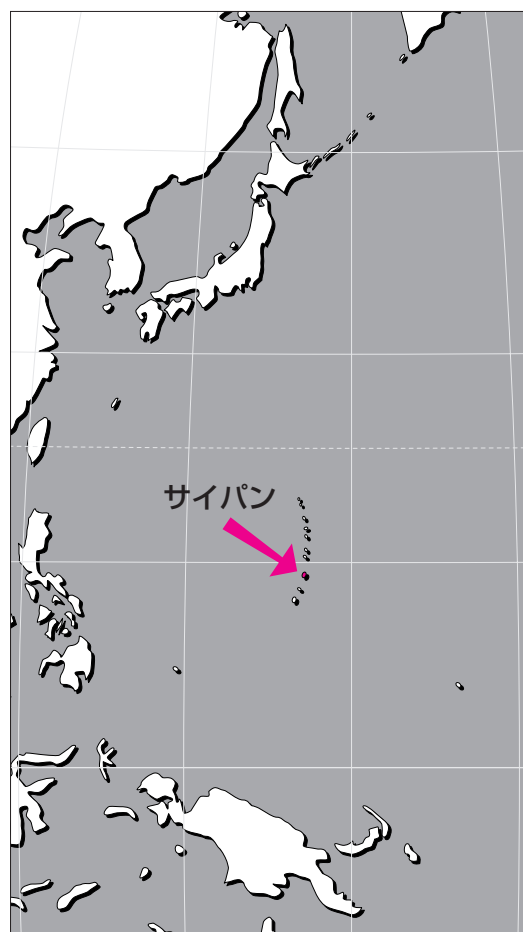


国際交流の取り組み

市は、昭和61年に世界の人びとが集う理想郷を目指し、『国際観光レクリエーション都市』を宣言して以来、国際交流の取り組みを進めてきました。

平成9年にはデンマークのリンゲ市・ウイスリンゲ市と『友好の絆』を、平成14年には中国広東省広州市と『友好交流促進都市』の盟約を結びました。

そして、登別市から訪問した登別商工会議所や登別観光協会などの30



▲友好都市締結同意書に署名する上野市長とホアン市長

人が署名式に参加し、11月20日(月)サイパン市と『友好都市締結』を結びました。

署名式や歓迎パーティーには、知事(代理)のほか、サイパン市議会議員、サイパン総領事などが参加し、登別市の訪問団と交流を深めました。



▲スーサイドクリフ



▲マリア観音像



▲上野市長から地獄谷の写真を受け取る
ホアン市長



友好都市締結に至った経緯

平成17年4月、私用でサイパン市を訪れた上野市長に、親交のあったサイパン市長が友好都市提携を申し出たのが始まりです。

サイパン市長は、歴史的、文化的に結びつきの強い日本との交流を望んでおり、特に歴史的、人的につながりのある登別市との交流を求めています。

市は、姉妹都市盟約とは異なり、経済的な負担や儀典的な制約を伴わない友好交流であることからこれを了承。このたびの締結となりました。

登別市と サイパン市との関わり

サイパンは大正3年から昭和19年まで日本の統治下にありました。

登別グランドホテルの創業者の故栗林徳一さん（株）栗林商会代表取締役社長で、登別観光協会副会長の栗林和徳さんの祖父）は、サイパンやテニアン、ロタの三島を開発し、サトウキビを栽培して製糖業を興した、『南洋興発株式会社』の社長を務めていました。

また、故栗林徳一さんと（財）南洋群島協会は、サイパン島のスーサイドクリフ（通称・投身の崖）の平和記念公園に、日本全国の遺族や栗林グ

ループからの寄付により、日本軍兵士やアメリカ軍兵士、島民の戦争犠牲者の霊を慰めるために、昭和47年、『マリア観音像』を建立しました。

今後の取り組み

友好都市締結同意書には、親交関係を深めるために、サイパン市、登別市間の子どものための学校訪問や個人的な訪問、市民グループによる親善旅行を推進すること、文化や農業における交流を受け入れることなどが盛り込まれています。

サイパン市長は、「子どもたちに雪を見せたい」と話しており、登別市では、ふおれすと鉾山を拠点に子どもたちを受け入れ、冬期間の生活を体験してもらうことを検討しているほか、登別市から市民ツアーを組織して、サイパン市を訪問することなど、市民レベルでの交流を促進することにしています。

サイパン市との友好都市締結に関するお問い合わせは
企画グループ

☎(85) 1122

FAX(85) 1108

完成しました。森や木との触れ合い拠点

～森のおうち&遊歩道完成式～

12月3日(日)、ふおれすと鉾山で木育センターハウス『森のおうち』の完成式と寄贈式、『遊歩道』の完成式が行われました。

『森のおうち』は、子どもから大人までの多くの方に、森や木に親しんでもらうことを目的とした『ふおれすと鉾山木育プロジェクト』の拠点にしようと、NPO法人登別自然活動支援組織モモンガくらぶのメンバーが6月から建設を開始。建設には、延べ250人が携わり、ふおれすと鉾山内の間伐材を有効活用して、ロフト付き平屋のログハウス（約13平方メートル）を製作し、市に寄贈しました。

『遊歩道』（全長700メートル）は、胆振支庁が共生保安林整備統合補助事業として平成17・18年度の2カ年で整備を進めていたもので、道内産の間伐材を使用したウッドチップを敷き詰めたほか、多くの市民の意見を参考に、子どもの遊べる池や車いすでも通れるように坂を緩やかにするなどの工夫がされました。

この日は、『遊歩道』のテープカットや歩き初め、『森のおうち』の前でのもちつきなどが行われ、参加者全員で完成を祝いました。



▲森のおうちの前で記念写真



▲遊歩道のテープカットを行う代表者

自己記録の更新を目指して力泳

～第53回室蘭地域スイミングクラブ水泳競技大会～

12月10日(日)、市民プールで『第53回室蘭地域スイミングクラブ水泳競技大会』（北海道スイミングクラブ協会室蘭地域委員会主催）が行われました。

この大会は、日ごろの練習の成果を発揮する機会をつくり、今後の練習に役立ててもらおうと、年3回開催。このうち登別では毎年この時期に行われています。

今回は、登別や室蘭、白老、美唄（特別参加）のスイミングクラブ計5団体に所属する、8歳から17歳までの183人が参加。50メートルバタフライや200メートル平泳ぎ、400メートルリレーなど43種目の競技が行われ、参加した選手たちは、家族や友人の声援を受けながら、自己記録の更新を目指し、力泳していました。



男女の対等な協力で介護を

～男女共同参画講演会～

12月12日(火)、市民会館で『男女共同参画講演会』（三市合同女性国内派遣研修参加者の会『プラタナス』、市共催）が開かれ、男女共同参画に関心のある60人の方が参加しました。

この講演会は、男女共同参画社会の形成に向けた学習の場とするために開かれたもので、『高齢者介護と男女共同参画』をテーマに笹谷春美さん（北海道教育大学札幌校教授）が講師となり進められました。

笹谷さんは、「日本では、高齢者介護の担い手は中高齢の女性でした。男女が介護についてどう考え、どう分担し、どう解決するのが課題です。介護して良かった、介護されて良かったという社会をつくっていかねばなりません」と述べていました。



生徒も先生も同じ山を目指して

～平成18年度登別市不登校・いじめ等対策会議第2回教職員研修会～

11月22日(木)、市民会館で『平成18年度登別市不登校・いじめ等対策会議第2回教職員研修会』（市主催）が、市内の小・中学校の先生を対象に開かれました。

この日は、学校カウンセラーの経験のある金山健一さん（函館大学商学部専任講師）を講師に迎え、『いじめを許すな！～明日からすぐ使えるいじめの対処方法～』と題して進められました。

金山さんは「いじめは、進学したり、クラス替えがあったりなど、環境の変化により自分をうまく表現できない時期に発生しやすく、季節では春が多くなります」と説明。いじめは自分より弱いものに対して行っていると事例を交えながら話していました。

また、「いじめを防ぐには、生徒と先生が同じ山を目指し、生徒への支援体制をしっかりとつくり、子どもの表情や言葉遣いの変化、服装の乱れ、友だち関係の変化など、いじめのサインを察知する能力を高めましょう」と具体的な予防についての取り組みや対処方法についても話していました。



自作のしめ飾りで新年を迎えます

～正月しめ飾りづくり体験～



12月9日(土)、文化伝承館で『正月しめ飾りづくり体験』（市主催）が行われ、参加者32人が自作のしめ飾りづくりに挑戦しました。

しめ飾りは、鉾山町で採ってきたスゲやふれあい農園で育てられた稲穂などを利用し、郷土資料館ボランティアグループ『SLG』の指導で、スゲをねじりながら編み合わせてしめ飾りの土台をつくり、稲穂などの飾りを付けてしめ飾りを完成させていました。

夫婦で参加した方は、「こつを覚えたので、あと2回くらいで、納得できるものができると思います。しめ飾りは毎年買っていましたが、今回はこのしめ飾りで新年を迎えます」と楽しそうに話してくれました。

あなたも卒煙しませんか

～禁煙講演会～

11月30日(木)、市役所で『禁煙講演会』（市主催）が行われ、禁煙治療を受ける方と禁煙に関心のある方24人が参加しました。

市が平成16年に実施したアンケートでは、市民の喫煙率は男性51.8%、女性19.8%なのに対し、全国平均では男性43.3%、女性12.0%で、市民の喫煙率の方が全国平均より高い水準となっています。

講演会は、『卒煙しませんか』と題して行われ、講師の開田博之さん（開田医院）は、「禁煙することにより、肺がんや心臓病で死亡する確率が下がります」と禁煙による効果などを説明していました。

禁煙治療を受ける64歳の女性は、「35年間喫煙しています。禁煙したいと思う気持ちがあったのでこれを契機にがんばって禁煙します」と意気込みを話してくれました。



福祉（高齢・介護・障害がい）の窓

気付いていますか？ 心の不調

人は、日常生活の中で、無意識のうちに物事に対して何らかの関心や興味を抱いています。

しかし、うつ病になると何に対しても興味を持てなくなったり、物事が面倒になったり、頭を使うことが嫌になります。

そして、以前は、苦もなくできたことが、なかなかできなくなります。

例えば、文章を読んでも頭に入らなかったり、簡単なことが決められなかったりして、時間がかり能率が悪くなります。

また、眠れない、食欲がわかない、体がだるいなどといった身体的な症状も表れます。不安やせり、いら立ちが原因で、無力感を感じるようになったり、自分を責めるようになったりします。

このような症状に思い当たる方は、早めに精神科医に相談してください。

うつ病の治療には、薬による治療や休養をとることが重要です。

周囲の方のしつた激励は、うつ病の方の心の負担となり、症状の



悪化につながることもあります。

うつ病の軽症の方は、苦痛に耐えながらも相手に気付かれないように努力し、にこやかに笑顔で接する場合があります。

このため、家族や友人、同僚の方は、本人がそれほど苦しんでいるとは思いません。

うつ病の治療は、家族や職場の方など周りの方の理解が重要です。うつ病の方が病院などに相談できない場合は、家族の方が相談してください。

◎相談先

●各精神科病（医）院

●指定相談支援事業所 西いぶり

地域生活支援センター（美園町

2丁目23-1 ☎・FAX ☎070

7 Eメール nishiburi.@sanai-

hospital.or.jp)

▼問い合わせ 高齢・介護・障害

福祉グループ ☎☎3732

人が輝き まちがときめく

仲間たち

Group

料理サークル『カモミール』



自分で育てたハーブを使って、料理作りを楽しんでいます

ハーブを使った料理サークル『カモミール』は、文化・スポーツ振興財団が平成10年に開催した、ハーブに関する講習会の参加者が中心となり結成されました。

会員は、20歳代から60歳代までの38人。ハーブが育つ6・12月に市民会館調理室で料理作りを楽しんでいます。

「料理にハーブを使うことで、臭みを取ったり、消化を助けたり、香り付けもできるんですよ」と話すのは代表の磯野みゆきさんと清水さみさん。

「料理に使うハーブは自宅の庭やプランターで育てています。ハーブ料理は高級というイメージがありますが、わたしたちは、どこかの家庭でも使われる、身近な食材を使用しています。ハーブを使うのでちよつとだけ高級感がでるの



がいいですね。メニューは、レストランなどで、食べておいしいと思つた料理の、材料や作り方を想像して決めています。年間を通して活動していないので、6月になると会のメンバーに会えるのも楽しみの一つです。なごやかな雰囲気の中で楽しみながら料理しています」と磯野さんは話してくれました。

結成時から会員の鈴木友子さんは、「みんなで料理するのが楽しいですね。身近な材料を使うので、料理のレパートリーが増えるのもいいです。ここで覚えた料理を家で作ると家族はびっくりするんですよ。おいしいと言ってくれるのでうれしいですね」と楽しそうに話してくれました。

入会を希望される方は、磯野さん ☎☎1073 または清水さん ☎☎1840 までどうぞ。

情報あらかると

くろーずあっぷ

- 18 平成19年度保育所入所児童を募集します
 - 18 観光ビジネス実務講座を開催します
 - 19 所得税の還付申告、市・道民税申告が始まります
 - 23 第28回登別市長杯争奪新春囲碁大会を開催します
 - 24 第37回小中学生書き初め展の作品を募集します
 - 24 オリンピックメダリスト堀井学^{ほり い まなぶ}さんがやってくる
 - 25 幌別川探鳥会を開催します
 - 26 冬休みスペシャルウィーク2007
 - 30 第36回登別温泉湯まつり
 - 30 1,000人に登別温泉入浴をご招待
- ## 毎月のお知らせ
- 18 健康相談・診査
 - 19 1月の歯科救急医療
 - 19 1月の市立図書館行事
 - 23 2月の集団予防接種
 - 23 2月の粗大ごみ収集
 - 25 無料法律相談・くらしの無料相談
 - 29 今月の新着図書
 - 29 不用品ダイヤル市

1月							2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28			

市長と話してみませんか

市長室フリータイム

市民の皆さんが、市長と話し合える機会を広げるため、『市長室フリータイム』を行います。

まちづくりに関する要望や提案など、日ごろ思っていることを、直接市長と会って、話してみませんか。

※個人的な問題などは、お受けできません。

▼日時 1月30日(火) 14時～16時

▼場所 市長応接室(市役所2階)

▼定員 4人(組) (申込順)

※1人(組)につき、20分を予定しています。

▼申し込み 1月9日(火)から16日

(火)までに電話で情報推進G(☎856586)

婦人センター講座『再就職準備セミナー』を開催します

▼日時 1月29日(月)・30日(火)(2日間)

9時30分～11時30分

▼場所 婦人センター

▼内容 礼儀作法や履歴書の書き方、心構えなど

▼対象 原則、再就職を希望する女性の方

▼定員 25人(申込順)

▼受講料 無料

※託児を用意しています(事前に申し込みが必要)。

▼申し込み 1月24日(水)までに電話で商工労政G(☎852171)

平成19年登別市消防出初式を行います

▼日時 1月14日(日) 10時～10時20分

▼場所 市民会館駐車場

▼内容 消防職員と団員による分列行進

▼問い合わせ 消防本部総務G(☎859611)

あらためて

防災マップを配布します

昨年8月に配布しました防災マップは、校正上にミスがあり、皆さんに大変ご迷惑をおかけしました。

忘れずに納めましょう ～納期限は1月31日(水)です～

市・道民税(第4期)と国民健康保険税(第8期)、介護保険料(普通徴収第7期)の納期限は1月31日(水)です。忘れずに納めましょう。

納入には、便利な口座振替制度もありますのでご利用ください。

▶問い合わせ 税務G(☎851155)、国保・年金G(☎851771)、高齢・介護・障害福祉G(☎855720)



このたび、修正を終えてあらためて配布しますので、保存版としてご利用ください。

なお、今回配布する防災マップは、表紙に『保存版』と明記し、併せて『防災マップ』の表示を朱書きにしています。

先に配布しました防災マップは廃棄をお願いします。

▼問い合わせ 総務G(☎851130)

平成19年度保育所入所児童を募集します

▼対象 保護者が、仕事（居宅以外）や病気、心身の障がい、出産などにより、日中、子どもの保育をできない家庭の児童

▼保育所名・定員・対象など

保育所名	定員	対象	住所	電話番号
富士保育所	各120人	生後6カ月以上	富士町7丁目2-1	☎2557
幌別東保育所			幌別町8丁目17	☎0151
栄町保育所			栄町2丁目6-1	☎9515
鷺別保育所			鷺別町4丁目36-18	☎7254
登別保育所	60人		登別本町2丁目25-9	☎1133

※入所希望者が定員を超えた場合は、公正な選考により入所を決

定します。

※保育所では、心身の発達に心配のある3歳以上のお子さんの保育や通常の保育時間（7時15分～18時15分）を超えた延長保育（18時15分～19時15分）も行っています。

▼申込書の配布・受付期間 1月9日（火）～31日（水）

▼申込書の配布・受付場所 子育てグループ、各支所、各保育所

※各支所は、配布のみです。

▼問い合わせ 子育てG ☎5634

観光ビジネス実務講座を開催します

登別・白老雇用創出協議会主催

▼月日 1月22日（月）から2月26日（月）までの毎週月・水・金曜日（祝日を除く・全15回）

▼時間 18時～21時

▼場所 登別商工会議所

▼対象 原則、就職内定者、または求職中の方

▼内容 パソコン操作（ワード、エクセル、インターネット）、国際化対応学習（中国語、韓国語の基礎）

▼定員 20人（定員を超えた場合は抽選）

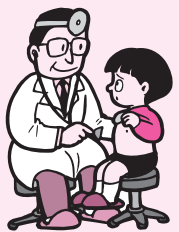
▼受講料 無料

▼申し込み 1月12日（金）までに登別商工会議所 ☎4111

健康相談・診査

申し込み
問い合わせ

健康推進グループ
（しんた21内 ☎0100）



◎8カ月児健康相談

クラス	対象	受付時間
ひよこ	平成18年6月生まれで第2子目以降のお子さん	10:15～10:30
もぐもぐ	平成18年6月生まれで第1子目のお子さん	12:45～13:00

▼月日 2月21日（水）（時間は、対象となる家庭に通知します）

▼場所 しんた21

▼内容 身体計測、栄養相談、育児相談、遊びの紹介

▼持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

◎乳幼児健康相談

▼月日 2月21日（水）

▼受付時間 10時～10時15分

▼場所 しんた21

▼対象 育児相談を希望する方

▼内容 発育・発達・育児などの相談、栄養相談

▼申し込み 事前に電話でお申し込みください

◎4カ月児健康診査

▼月日 2月15日（木）（時間は、対象となる家庭に通知します）

▼場所 しんた21

▼対象 平成18年9月16日～平成18年10月15日生まれのお子さん

▼内容 診察、身体計測、栄養相談、育児相談

▼持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

◎1歳6カ月児健康診査

▼月日 2月7日（水）（時間は、対象となる家庭に通知します）

▼場所 しんた21

▼対象 平成17年7月生まれのお子さん

▼内容 診察、歯科検診、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談、フッ素塗布（希望者800円）

▼持ち物 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ

◎3歳児健康診査

▼月日 2月1日（木）（時間は、対象となる家庭に通知します）

▼場所 しんた21

▼対象 平成16年1月生まれのお子さん

▼内容 診察、歯科検診、尿検査、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談

▼持ち物 母子健康手帳

情報あら

所得税の還付申告、市・道民税申告が始まります

『平成18年分の所得税還付申告』と『平成19年度市・道民税申告』の相談と申告の受け付けが1月から始まります。

所得税の納税が不足している方の確定申告の受付期間は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。

▼場所・月日・時間

場 所	月 日	時 間
市役所 1階6番窓口	1月9日(火)～19日(金) (土・日曜日を除く)	9時～11時30分 13時～16時30分
市役所 3階第1会議室	1月22日(月)～3月15日(木) (土・日曜日、祝日を除く)	
鷺別公民館	2月22日(木)・23日(金)・ 3月1日(木)	
婦人センター	2月26日(月)・27日(火)	
登別温泉ふれあいセンター	3月2日(金)	10時～12時 13時～16時
市民会館大会議室 (室蘭税務署主催) ※所得税の還付申告のみ。	1月29日(月)・30日(火)	

▼問い合わせ 税務G

(☎851155)

簡単！楽しい！ 体操教室を開催します

▼日時 1月19日(金) 10時～12時

▼場所 鷺別公民館

対象 65歳以上の方

内容 簡単な体操と体力測定

定員 30人(申込順)

参加料 無料

持ち物 動きやすい服装・靴、飲み物

申し込み 1月9日(火)から16日(火)までに高齢・介護・障害福祉G(☎855720)

1日かろやか体操講座を開催します

▼日時 1月30日(火) 10時～12時

▼場所 老人福祉センター

▼対象 65歳以上の方

▼内容 簡単な体操

▼定員 50人(申込順)

▼参加料 無料

▼持ち物 動きやすい服装・靴、飲み物

申し込み 1月9日(火)から19日(金)までに高齢・介護・障害福祉G(☎855720)

市立図書館は、6月まで毎週木曜日の利用時間を19時30分まで延長(試行)しますので、ご利用ください。

1月の市立図書館行事

日 時	場 所	行 事 名	対 象
1月11日(木) 10時	鷺 別 公民館	冬休み工作 ダンボールを使ってギターを作ります	幼児 (保護者同伴) 小学生 (申し込みは終了しています)
1月12日(金) 10時30分	市 立 図書館	DVD上映会	幼児 (保護者同伴)
1月13日(土) 10時30分			小学生以上
1月13日(土) 13時30分			幼児 (保護者同伴)
1月14日(日) 10時30分			小学生以上
1月14日(日) 13時30分		おえかき教室	小学生以上 (申し込みは終了しています)
1月27日(土) 10時30分		読み語り	小学生以上
1月27日(土) 13時30分			

問い合わせ 市立図書館 (☎854324)

1月の歯科救急医療

日 時	診 療 所 名	住 所・電話番号
1月1日(月) 9時～11時	えばた歯科医院	登別市新川町4丁目15-10 ☎080809
1月2日(火) 9時～11時	かただ歯科医院	登別市登別東町2丁目27-1 ☎01270
1月3日(水) 9時～11時	くどう 歯 科 クリニック	登別市富岸町2丁目11-3 ☎00048
1月7日(日) 9時～11時	高 橋 歯 科 クリニック	室蘭市白鳥台4丁目20-5 ☎22200
	宮武 歯 科 医院	登別市中央町1丁目4-1 ☎2826
1月8日(月) 9時～11時	小野瀬歯科医院	室蘭市東町4丁目31-5 ☎41310
1月14日(日) 9時～11時	多田 歯 科 医院	室蘭市中央町3丁目4-13 ☎21184
	金 本 歯 科	伊達市山下町55 ☎014223822
1月21日(日) 9時～11時	谷 口 歯 科	室蘭市本町2丁目6-8 ☎30680
1月28日(日) 9時～11時	高砂 歯 科 医院	室蘭市高砂町5丁目31-12 ☎8622

問 い 合 わ せ

室蘭歯科医師会 (☎433522)

かると

資料館の日・シリーズ縄文文化 『黒曜石でナイフをつくろう!』

▼日時 1月27日(土) 10時～13時
▼場所 郷土資料館
▼内容 黒曜石のナイフ作りとそのナイフでシカ肉なべを作りま

▼定員 15人(申込順)
▼参加料 300円

※高校生以上は入館料190円がかかります。

▼申し込み 1月6日(土)から電話(10時～16時)で郷土資料館(☎881339)



建設工事・物品購入などの 入札参加資格審査申請を 受け付けします

市は、平成19・20年度の建設工事や設計、測量、物品の購入などに入札を希望する事業者の資格審査申請を受け付けします。

▼受付期間 2月1日(木)～20日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)

※郵送の場合は、2月13日(火)必着

(返信用封筒に切手を張り同封してください)。
▼受付時間 9時30分～12時、13時～16時

事業種別	提出書類	受付場所
建設工事、設計、測量など	●建設工事等競争入札参加資格審査申請書※(社)北海道土木協会発行の市町村統一様式(登別建設協会でも取り扱い)です。 ●登別市税(すべて)の納税証明書など	第二会議室(市役所3階)
物品の購入など	●物品の購入等競争入札参加資格審査申請書(契約グループに備え付けの市指定様式)※上記申請書様式は市ホームページ(トップページ→新着情報)からダウンロードできます。 ●登別市税(すべて)の納税証明書など	〒059-0012 中央町6丁目11 契約グループ(市役所3階)

▼問い合わせ 契約G(☎851184)

110番地域を守るホットライン 1月10日は『110番の日』

110番をかけたときは、警察官の質問に、落着いて答えましょう。

◎ポイント

『▼申し込み』中の『G』は『グループ』の略です
『▼問い合わせ』

●どんな事件(事故)か
●いつ発生したのか
●場所はどこか
●状況は
●あなたの住所・名前など
※急を要しない警察への相談や要望は、専用の電話があります。
●プッシュホン式 ☎9110
●ダイヤル式 ☎0110(室蘭警察署)
▼問い合わせ 市民サービスG(☎851855)

広報紙『ほっかいどう』は新聞折り込みで配布しています

広報紙『ほっかいどう』は、平成18年度からタブロイド版に変更し、奇数月(年6回)に新聞折り込みで配布しています。
1月号は1月11日(木)・12日(金)で配布するほか、市役所や支所、郵便局、銀行(北洋、北海道)などにも置いてありますので、ご覧ください。

▼問い合わせ 北海道広報広聴課(☎011-20415110)



▲広報紙ほっかいどう 2006年11月号表紙

上田商事株式会社 豊かな暮らしを応援する

ユアーズうえだ

登別市新川町2丁目5番地1 TEL (0143) 85-7711

総合レンタル業 旅行・OA機器
什器備品・イベント 通信機器

株式会社 レンタコム ウェダ

登別市新川町2丁目5番地1 TEL (0143) 85-1366

平成19年度 学生募集中

	願書受付期間	試験日	合格発表
一般入学試験二次	9/27(水)～1/23(火)	1/27(土)	2/1(木)
一般入学試験三次	9/27(水)～2/6(水)	2/10(土)	2/15(木)
社会人入学試験二次	9/27(水)～1/23(火)	1/27(土)	2/1(木)
社会人入学試験三次	9/27(水)～2/13(火)	2/17(土)	2/22(木)

専門課程 介護福祉学科 専門課程 調理師学科
2年制・男女 2年制・男女

※各種奨学金制度あります。※海外研修制度、留学も可能です(調理)。
おかげさまで13年連続就職希望者100%就職達成

学校法人北斗文化学園 厚生労働大臣指定養成校

北海道福祉衛生専門学校

介護学科 〒051-0004 室蘭市母恋北町1-5-11 ☎(0143) 22-7722(代) 入試・就職広報室/ ☎(0143) 22-5005
調理学科 〒051-0012 室蘭市山手町1-11-34 ☎(0143) 25-2211(代) 入試広報室/ ☎(0143) 25-2288

情報あら

歩行型除雪機の事故を防ぎましょう

歩行型除雪機を使用するときは、次の点に注意しましょう。

●取扱説明書を読んで、正しく使いまししょう。

●雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止してから行いましょう。

●除雪作業をするときは、転倒したり、挟まれたりしないよう、周りに注意をしながら行いましょう。

●雪を飛ばす方向に、人や物がなにか確認しましょう。

▼問い合わせ 市民サービスG

(☎851855)

幌別ダムからのお知らせ

試験放送を行います

幌別ダムは、放流警報設備の更新工事に伴う試験放送を行います。

▼月日 1月31日(水)～2月2日(金)

※2月2日(金)は予備日です。

▼時間 9時～16時

▼場所 幌別ダムから来福橋までの胆振幌別川周辺

▼試験内容 事前に、放送で試験の説明を行ってから、電子音と試験放送を行います。

※ダムの放流は行いません。

▼問い合わせ 北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所(☎852821)

裁判員制度の出張講座を開催します

重大な刑事事件を、裁判官と国民の中からくじで選ばれた方で、一緒に裁判を行い有罪無罪の判断を行う裁判員制度が、平成21年5月までに行われる予定です。

これに先立ち裁判官が出張講座を行います。

▼日時 2月2日(金) 14時～16時

▼場所 市民会館

▼内容 DVD上映、制度の説明

▼参加料 無料

▼問い合わせ 札幌地方裁判所室蘭支部(☎446733)

市民文芸『のぼりべつ』26号の原稿を募集します

▼対象 市内に居住または登別市にゆかりのある方、登別市の文化団体に所属している方

▼募集内容 創作、評論、随筆、自分史、郷土史、民話、紀行文、児童文学、詩、短歌、俳句、川柳

▼応募規定 原稿用紙1枚400字、ワープロやパソコンなどの原稿の場合は、フロッピーディスク

を添えてください。

また、創作・評論は原稿用紙50枚以内、自分史・郷土史・民話・紀行文・児童文学は原稿用紙20枚以内、随筆は原稿用紙5枚以内、詩は原稿用紙2枚以内、短歌・俳句・川柳は1人5首(句)以内でお願いします。

※応募は1人2作品まで(うち1作品は詩、短歌、俳句、川柳に限る)。

※原稿は審査する場合があります。

▼原稿締切日 3月31日(土)

▼発行予定日 7月末日

▼送付先 〒05910012 中央町5丁目21-12 登別市青少年会館内登別市文化協会文芸部市民文芸係

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 小林さん(☎832194) または大浜さん(☎859171)

市民健康教室を開催します

▼日時 2月3日(土) 14時30分

▼場所 (財)室蘭・登別保健センター13階(室蘭市東町4丁目20-6)

▼内容 講演『胃がんについての最新の話題』

▼参加料 無料

▼問い合わせ 室蘭市医師会(☎454393)

新年明けましておめでとうございます。

新春入会キャンペーン 実施中!!

今なら、入会金無料!! さらに水着もプレゼント!!

急募 アルバイトスタッフ及びフロントスタッフ募集中(未経験者歓迎!!)

JSS登別スイミングスクール

登別市若草町1丁目4番地6 TEL(0143)86-6800

野口観光グループ

温泉のご予約は

↓“野口観光”で検索すればアクセスが簡単です。↓

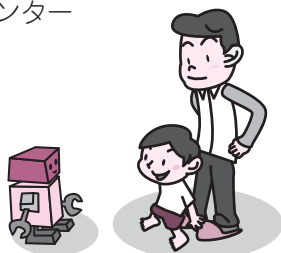
<http://www.noguchi-g.com/>

観光情報やおトクな情報も!

子育て支援センターより

お父さんと遊ぼうを開催します

- ▶日時 1月20日(土) 10時～12時
- ▶場所 中央子育て支援センター
- ▶対象 小学校入学前のお子さんとそのお父さん
- ▶内容 絵本や遊具を使った自由遊びなど
- ※直接会場にお越しください。
- ※駐車場があります。



移動子育て支援センターを開設します

- ▶日時 1月26日(金) 10時～12時
- ▶場所 若草放課後児童クラブ（若草小学校内）
- ※小学校裏よりお入りください。
- ▶対象 市内に居住する小学校入学前のお子さんとその保護者
- ▶内容 子どもたちや保護者の交流
- ▶持ち物 上靴（子ども・保護者とも）
- ※直接会場にお越しください。
- ※放課後児童クラブ玄関前（若草小学校裏）に駐車場があります。

子育て講座『親子であ・そ・ぼ』を開催します

- ▶日時 1月29日(月) 10時～12時
- ▶場所 しんた21多目的ホール
- ▶対象 市内に居住する2・3歳のお子さんとその保護者
- ▶内容 運動遊び、親子競技など
- ▶定員 30組（申込順）
- ▶持ち物 上靴、飲料水、動きやすい服装
- ▶申込期間 1月9日(火)から12日(金)までに電話（9時～17時）でお申し込みください

保育所に遊びに来ませんか

▶月日・場所

月 日	場 所
2月1日(木)	富士保育所
2月7日(木)	鷺別保育所
2月8日(木)	幌別東保育所
2月15日(木)	栄町保育所
2月15日(木)	登別保育所

- ▶時間 9時30分～11時
- ▶対象 市内に居住する小学校入学前のお子さんとその保護者
- ▶内容 保育所児童との遊び
- ▶持ち物 上靴（子ども・保護者とも）、着替え（外で遊ぶことがあります）
- ※直接会場にお越しください。

あそびの広場を開催します

▶グループ・対象・日時・内容

グループ	対 象	日 時	内 容
0歳児グループ	生後10カ月～1歳2カ月のお子さんとその保護者	2月1日(木)から3月15日(木)までの毎週木曜日 10時～12時	手遊び、運動遊び、保健師・栄養士との懇談など
1歳児グループ	1歳6カ月～2歳5カ月のお子さんとその保護者	1月30日(火)から3月13日(火)までの毎週火曜日 10時～12時	手遊び、運動遊び、雪遊び、親子製作など

- ▶場所 中央子育て支援センター
- ▶定員 各10組程度（申込順）
- ▶参加料 無料
- ▶申し込み 1月15日(月)から18日(木)までに電話（9時～17時）でお申し込みください

申し込み・問い合わせ 中央子育て支援センター (☎813715)

新年明けましておめでとうございます。

平成19年度生 願書受付中!

学校法人 片柳学園

日本工学院北海道専門学校

登別市札内町184-3 ☎0120-666-965(入学広報室)
PC&mobile <http://www.nkhs.ac.jp/> E-mail: info@nkhs.ac.jp

新年明けましておめでとうございます。

子ども達の笑顔は未来の財産
愛おしみ、認め、育む。
私達は、子ども達の保育、教育に使命を捧げます。

登別市私立幼稚園協会

学校法人 北海道カトリック学園
登別カトリック聖心幼稚園
登別市中央町7丁目15 T85-2414
学校法人 北斗文化学園
リリー文化幼稚園
登別市鷺別町2丁目17 T87-2211

学校法人 登別立正学園
白 菊 幼 稚 園
登別市桜木町2丁目5番地3 T85-2545
学校法人 登別立正学園
コロボックルの森 白雪幼稚園
登別市登別本町2丁目25番地8 T83-1162

クリンクルセンターより

2月の粗大ごみ収集

地区名	収集日	申込期間 (土・日曜日、祝日を除く)
富士町	2月5日(月) ～10日(土)	1月22日(月) ～2月2日(金)
柏木町	2月12日(月) ～17日(土)	1月29日(月) ～2月9日(金)
常盤町	2月19日(月) ～24日(土)	2月5日(月) ～16日(金)
桜木町	2月26日(月) ～3月3日(土)	2月13日(火) ～23日(金)

※粗大ごみの収集は、電話で受け付けています。
 ※粗大ごみは、1品ごとにごみ処理券(1枚160円)を張って出してください(1回につき5品まで)。
 ※粗大ごみの収集日は、『家庭ごみ収集カレンダー』にも掲載しています。また、今後の『広報のぼりべつ』でもお知らせします。

▶**申し込み** 申込期間の9時～17時(土・日曜日、祝日を除く)に電話で(有)登和清掃(☎0200)

野犬掃とうを行います

犬を放し飼いにしていると、野犬とみなし捕獲します。飼い主の方は、必ず犬をけい留して、首輪、鎖、けい留杭などの点検を行ってください。

▶**野犬掃とう期間** 1月1日(月)～3月31日(土)

犬を飼うときは、市に届け出をしてください

生後91日以上の犬を飼うときは登録(飼い主の名前・住所、犬の名前・種類など)が必要です。

また、犬が死んだとき、飼い主が変更になったとき、住所が変わったときは届け出が必要です。

飼い犬が行方不明になったとき

室蘭警察署や室蘭保健所、市で飼い犬を保護している場合があります。飼い犬が行方不明になったときはご確認ください。

守っていますか? 飼い主のマナー

雪の降る季節になり、犬の散歩時のふんを雪で隠す飼い主がいます。春になり雪解けが進むとふんを踏み不快な思いをされる方がいますので、散歩時のふんは、必ず持ち帰り責任を持って処理しましょう。

問い合わせ
環境対策グループ
(クリンクルセンター内 ☎02958)

第28回登別市長杯争奪 新春囲碁大会を開催します ～登別棋道連盟主催～

▶**日時** 1月21日(日) 11時～(受け付け10時～)
 ▶**場所** 富士会館(富士町7丁目2-1)
 ▶**参加料** 会員500円、一般1,000円(昼食を用意しています)

※直接会場にお越しください。

問い合わせ 登別棋道連盟・岩倉さん
(☎01253)

しんた21より

2月の集団予防接種

種類	場所	日時	対象	接種回数
BCG	しんた21	2月8日(木) 12:45～13:15	出生直後 から6カ 月未満児	1回
	鷺別公民館	2月20日(火) 12:45～13:15		

●通院中の方は接種してよいかを主治医と相談してください

●必ず母子健康手帳を持参してください

※予防接種は無料で受けられます。

※年間日程表(3月まで)は、接種場所やしんた21で配布しています。

血液が不足しています 献血にご協力ください

●イーストショップ前

1月5日(金) 10時～13時

14時15分～16時30分

●市役所第2庁舎前

1月22日(月)

9時30分～11時30分

●恵愛病院前

1月22日(月)

14時30分～16時30分



問い合わせ
健康推進グループ
(しんた21内 ☎0100)

かると

第37回小中学生書き初め展 の作品を募集します

- ▼対象 市内の幼児、小・中学生
 - ▼作品規定 小画仙紙2分の1
(縦67・5センチ×横35センチ)に縦書き(作品の表に、毛筆で学年と名前を、裏の左下には、鉛筆で住所・氏名・学校名・学年を必ず記入。幼児は、電話番号、幼稚園・保育所名も記入)
 - ▼課題 幼児…もち、小学1・2年生…もち・ゆめ、小学3・4年生…正月・平和・初日、小学5・6年生…活気・大志・春光、中学生…初夢・根気・和風
- ※出品は、1人1点とし、書体については、幼児・小学生はかい書、中学生は自由とします。
- ▼参加料 無料
 - ▼作品受付 幼児…文化・スポーツ振興財団(市民会館2階)に持参、小・中学生…各学校を通して出品
 - ▼受付期限 1月24日(水)
 - ▼展示日時 2月2日(金)～4日(日) 10時～17時(4日は16時まで)
 - ▼展示場所 市民会館
 - ▼賞 優れた作品には、2月3日(土)13時からの表彰式で『書道連盟賞』などを授与
 - ▼問い合わせ 登別書道連盟会長・成田さん(☎011-2067)

文化・スポーツ振興財団より

オリンピックメダリスト 堀井学さんがやってくる

～文化・スポーツ振興2006実行委員会主催～

リレハンメルオリンピックのスピードスケート(500メートル)で、銅メダルを獲得した堀井学さん(室蘭市出身)が、皆さんに熱いメッセージを送る講演会です。

- ▶日時 1月20日(土) 13時～14時
- ▶場所 市民会館
- ▶定員 300人
- ▶入場料 無料

※11時から青葉スケートリンクで、堀井さんによる小学生対象のスケート教室が行われますので、ご観覧ください(駐車場はありません)。

親子お菓子作り教室を開催します

- ▶日時 2月4日(日) 10時～12時
- ▶場所 市民会館
- ▶内容 デコレーションケーキとクッキー作り
- ▶定員 10組(申込順)
- ▶参加料 1,200円(1組)
- ▶持ち物 エプロン、三角きん、ふきん、果物ナイフ、パレットナイフ

- ▶申し込み 1月10日(水)から17日(水)までに電話(9時～17時)でお申し込みください

初心者英会話教室を開催します

- ▶日時 2月15日(木)・19日(月)・22日(木)・26日(月)・3月1日(木)・5日(月)(全6回) 18時30分～20時
- ▶場所 市民会館
- ▶内容 日常的な会話(初級)
- ▶対象 18歳以上の方
- ▶定員 20人(申込順)
- ▶参加料 1,500円
- ▶持ち物 筆記用具
- ▶申し込み 1月15日(月)から22日(月)まで(土・日曜日を除く)に電話(9時～17時)でお申し込みください

市民プール『らくあ』が利用できません

1月13日(土)・14日(日)は、第33回新年フェスティバル水泳競技大会が開かれますので、一般の方のご利用ができません。

- ▶問い合わせ 市民プール(☎011-55588)

申し込み 文化・スポーツ振興財団
問い合わせ (☎011-1116)

不動産登記<相続・売買・贈与など>
債務整理<毎月返済すると生活費
が不足していませんか?>

—早期ご相談が解決へのみちです—

お問合せ先0143-81-2000

くろさき司法書士事務所

登別市中央町7丁目28番地1

時代が変わっても、
あたたかさはかわらない。

第一滝本館

ご予約・お問合せは
☎(0143)84-2111 <http://www.takimotokan.co.jp>
登別市登別温泉町55番地 info@takimotokan.co.jp

無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題について、札幌弁護士会室蘭支部の弁護士が相談をお受けします。相談を希望する方は1月30日(火)までにお申し込みください。

※裁判や調停中のもの、同じ方による同一内容の相談はお受けできません。

◎鉄南ふれあいセンターでの相談

- ▶日時 2月17日(土) 9時30分～12時
- ▶場所 鉄南ふれあいセンター
- ▶担当弁護士 高村 真人弁護士
- ▶定員 6人(申込順)

◎弁護士事務所での相談

- ▶担当弁護士 高村 真人弁護士
 - ▶定員 6人(申込順)
- ※相談日時は、市民サービスグループにお問い合わせください。

くらしの無料相談

相続や遺言、各種契約などで官公署に提出する書類について、北海道行政書士会室蘭支部の行政書士が、無料で相談をお受けします。

- ▶日時 1月13日(土)、2月10日(土) 9時30分～12時
 - ▶場所 鉄南ふれあいセンター
 - ▶定員 各10人(申込順)
- ※直接会場にお越しいただいても相談できますが、できるだけ事前にお申し込みください。
- ▶申し込み 1月分は1月12日(金)、2月分は2月9日(金)までに電話でお申し込みください



◎申し込み・問い合わせ

市民サービスグループ (☎851855)

お米消費拡大事業 料理講座を開催します

- ▼日時 1月29日(月) 10時～14時
- ▼場所 市民会館
- ▼内容 きのこご飯ほか
- ▼定員 40人(申込順)
- ▼講師 柴田義紀さん(元調理師)
- ▼参加料 100円
- ▼申し込み 1月18日(木)までに電話で登別消費者協会(☎858307)

第2回盲導犬宿泊体験 セミナーを開催します

- ▼日時 3月24日(土) 13時～25日(日) 14時
 - ▼場所 (財)北海道盲導犬協会(札幌市南区南30条西8丁目1-1)
- ※宿泊場所も同じです。

幌別川探鳥会を開催します

- ▼集合日時 1月14日(日) 10時
- ▼集合場所 幌別川白鳥テラス
- ▼観覧できる鳥 オオハクチョウ、カイツブリなど
- ▼問い合わせ 伴野さん(自然愛好グループ『ヨシキリの会』・☎857515)

- ▼対象 18歳以上の障害等級1級または保有視力による単独歩行が困難な視力障がい者と同伴者
- ▼内容 盲導犬との体験歩行、盲導犬の管理体制、交流会
- ※送迎も相談に応じて行います。
- ▼定員 10人(申込順)
- ▼参加料 無料
- ▼申し込み 3月16日(金)までに電話またはファクスで(財)北海道盲導犬協会(☎011-582-1822・FAX 011-582-7715)

平成18年度 交通安全標語優秀作品 ～市・登別市交通安全協会共催～

◎最優秀賞(登別市長賞)

- 無理するな あせる心に 事故がまち 【驚老会 高橋春美さん】
- 自信ある 人ほど守る 良いマナー 【寿楽会 二木哲成さん】
- 反射材 転ばぬ先の 心杖 【寿楽会 皆川和雄さん】

◎最優秀賞(室蘭警察署賞)

- 暗闇に 我が身を守る 反射材 【長寿会 斉藤正子さん】
- 事故出すな 家族のために 我がために 【驚老会 外山恭平さん】
- 酔って乗る 天国地獄の 別れ道 【むつば会 小野寺等さん】

◎優秀賞(登別市交通安全協会賞)

- たった一杯 たかが一杯 事故のもと 【驚老会 清タケ子さん】
- 点減は 慌てず急がず 青を待て 【長寿会 佐藤八重子さん】

◎優秀賞(登別市老人クラブ連合会賞)

- 無違反を 宝としたい ドライバー 【長寿会 休場ヒロ子さん】
- 身につけて シートベルトは 命綱 【驚老会 末永美代子さん】

問い合わせ 市民サービスグループ (☎851855)

かると

ふおれすと鉱山より

冬休み スペシャルウィーク 2007

～内でも外でも コーザン～



プログラム	定員	参加料	1月12日(金)			1月13日(土)			1月14日(日)	
			午前	午後	夕方	午前	午後	夕方	午前	午後
モモくら・歩くスキー	15人	500円	🐟							
子どもとお散歩雪めぐりツアー(親子向け)(※1)	10組	100円	🐟							
モモくら・鉱山大捜査線	15人	200円		🐟						
大人ののんびり散策 かんじき編	15人	100円		🐟						
夜の森をあるこう!(※2)	15人	100円			🐟					
ともこねえさんの絵合 わせカルタづくり(※3)	15人	100円				🐟				
もみの木オイル抽出体験	10人	300円				🐟				🐟
モモくら・草木染め	15人	500円				🐟				
モモくら・葉拓づくり	15人	100円					🐟			
ひげ工房の 木のパズルづくり	10組	400円					🐟			
ひげ工房の花炭づくり	10組	—					🐟			
コーザン キャンドルナイト(※4)	—	—						🐟		
プチ音楽会(※5)	—	—						🐟		
冬のブロード 冬のあれこれ探し	10人	—							🐟	
粘土でつくろう! モモンガくんのマグネッ ト!(※6)	10人	300円							🐟	
粘土でつくろう! 森のケーキ屋さん(※7)	10人	300円							🐟	
冬山アドベンチャープロ グラム(小学4～6年生向け)	10人	—							🐟	
しりすべり選手権	—	—								🐟
木でかなでよう! 楽器づくり	10組	未定								🐟
森のゆきあそびひろば (※8)	—	—	🐟	🐟		🐟	🐟		🐟	🐟
森のいやしひろば(※9)	—	—	🐟	🐟		🐟	🐟		🐟	🐟
粘土式蜜ろうキャンドル つくり体験	—	500円				🐟	🐟		🐟	🐟
『森のお教室』絵画展	—	—	🐟	🐟	🐟	🐟	🐟	🐟	🐟	🐟
コーザン みんなの写真展	—	—	🐟	🐟	🐟	🐟	🐟	🐟	🐟	🐟

※時間は、午前は10時～12時、午後は13時～15時、夕方は15時～17時30分です。

※1は10時30分～11時40分、※2は16時30分(予定)～17時30分、※3は①10時～②11時～、※4は16時30分(予定)～、※5は16時～、※6は10時～11時、※7は11時10分～12時です。

※8はかまくらづくり、つるつるひろば、雪のすべりだいなどのあそび場があります。

※9は森のおうちカフェ、石窯コーナーなどが体験できます(実費がかかります)。

※各プログラムは開始1時間前から受け付けします。

NPO法人モモンガくらぶ主催

◎冬のハイキング

雪が降り積もったあとには、生きものたちの息吹にそっと触れてみよう。

冬ならではの楽しみ方は、なんといっても雪。雪の中でお散歩しながら、いろんな発見を一緒にしてみませんか?

▶日時 1月28日(日) 10時～12時

▶集合場所 ふおれすと鉱山

▶定員 10人(申込順)

▶対象 どなたでも参加できますが、小学生以下は保護者同伴

▶参加料 300円

◎わんぱく自然体験活動 シリーズ・冬

零下〇〇℃、そっとはく息も真っ白に凍る・寒さの中で、一晚を過ごそう!朝になるとき、君はきっと、もっとたくましくなれているはず!

▶日時 1月20日(土)12時～21日(日)13時

▶場所 ふおれすと鉱山

▶定員 12人(申込順)

▶対象 小学4～6年生、中学生

▶参加料 2,000円



◎申し込み

NPO法人モモンガくらぶ事務局
(ふおれすと鉱山内)

問い合わせ
ふおれすと鉱山
(☎85) 2 5 6 9)

あした 2007年
明日の登別、明日の私

一人一人の心構えの大切さ

児島姫子さん（富士町）

新春を迎え、今年こそ明るく楽しい健康に恵まれた年でありますようにと、毎年、年頭に誓いを立てて厳粛にお神酒を、主人や息子夫婦と楽しくいただきます。

昨年を振り返り、新聞・テレビの報道で見るたび聞かされた、何と悲惨でむごい事件・事故が多発し、また、小・中学校でのいじめから発生した、痛ましい自らの命を絶つ悲しいニュースが、連日、世間を驚かせました。

子どもを守り、愛情を持って育てなければならない親が子どもを虐待し、子どもが親を葬る想像絶する事件が世の人びとを震撼させました。

一人ひとりの心の闇が狂わせてしまうのでしょうか。立ち止まって、もう一度心を開き、悩みを打ち明け、命の大切さを見直し、思いとどまってほしいと切に願います。そして、信頼できる友人をつくってください。

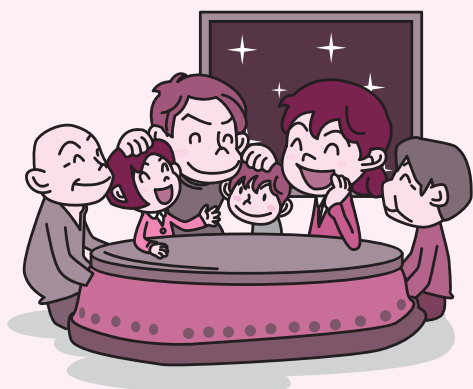
天災も非常に多かった年でもありました。温暖化による現象なのでしょうか。尊い犠牲者が一瞬にして飛び散った命、家屋、悲しい涙を誰もが忘れられません。自然の怖さを知ったことでしょうか。人間の力では制止することは不可能です。

これを教訓にし、一人ひとりが天災に備え、自然の猛威に挑戦してまいりたいと思います。

これからの登別市もますます高齢化が進み、ピークを迎えると聞いています。

介護保険制度も平成12年4月から始まり、高齢者の利用者もうなぎ上り、介護の方法も日本全体で話題になり、制度が平成18年4月1日から内容改正され、見直されてきています。

古希を迎えたわたしたち夫婦も、高齢化に入っている皆さん一人ひとり、健康に留意し、維持しながら人との触れ合いを大切に、楽しく毎日笑顔忘れず年を重ね、すてきな老いを楽しんでいきたいと思います。



親と子の食育教室を開催します

▶日時 1月12日(金)・13日(土) 10時～12時30分

▶場所 しんた21

▶対象 幼児から小学6年生までのお子さんとその保護者

※小学4年生以上のおさんは、1人でも参加できます。

▶内容 オードブルすし、3色ナムル、お吸い物

▶定員 各30人（申込順）

▶参加料 300円

▶持ち物 エプロン、三角きん、上靴

▶申込期限 1月9日(火)



申し込み 安達さん（登別市食生活改善推進員協議会 ☎ 7845）

日本工学院北海道専門学校便り

問い合わせ（☎ 080 888）

マルチメディア科

『デザイン・フェスタVol.24』レポート

アジア最大級のアートイベント『デザイン・フェスタvol.24』が、12月2日(土)・3日(日)に日本最大の国際展示施設『東京ビッグサイト』で行われ、マルチメディア科の60人が参加しました。

会場では、作品の審査はなく、表現も自由にできるため、著名な方から今後活躍が期待される若手まで、プロやアマのたくさんのアーティストが参加。絵画にイラスト、陶器にオブジェ、写真、グラフィック、空間デザイン、アクセサリー、パフォーマンスなど、多くのジャンルで個性的な作品が会場にあふれていました。



体験入学のご案内

今月の体験入学は、1月20日(土)に行います。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

▶問い合わせ 入学広報室（☎ 0120-666-965）

水道水質検査結果の公表

登別市の水道水は安全です

問い合わせ
水道グループ
(☎**5 5 1 0**)

皆さんに、安全で安心な水道水を供給するため、法に基づいた定期の水道水質検査を行いました。
平成18年 8 月14日に行った検査では、50項目のすべてで水質基準に適合していることが確認されました。
安心して、市の水道をご利用ください。

		項 目	単 位	水質基準値	幌別浄水場	登別温泉浄水場	千歳浄水場 (室蘭市より分水)	分 類
水 質 基 準	健康に 関連する 項目	1 一 般 細 菌	個/ml	100以下	0	0	0	微生物
		2 大 腸 菌	—	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	
		3 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	金属類
		4 水 銀 及 び そ の 化 合 物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	
		5 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
		6 鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
		7 ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001	
		8 六 価 ク ロ ム 化 合 物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
		9 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	消毒副生成物
		10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.14	0.1	0.19	
		11 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	無機物
		12 ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
		13 四 塩 化 炭 素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	有機物
		14 1、4－ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
		15 1、1－ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
		16 シス－1、2－ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
		17 ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
		18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
		19 トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
		20 ベ ン ゼ ン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
		21 ク ロ ロ 酢 酸	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	消毒剤・ 消毒副 生成物
		22 ク ロ ロ ホ ル ム	mg/l	0.06以下	0.006	0.002	0.001	
		23 ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/l	0.04以下	0.005	0.004未満	0.004未満	
		24 ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.002	0.001	0.002	
		25 臭 素 酸	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
		26 総 ト リ ハ ロ メ タ ン	mg/l	0.1以下	0.013	0.005	0.005	
		27 ト リ ク ロ ロ 酢 酸	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
		28 ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.005	0.002	0.001	
		29 ブ ロ モ ホ ル ム	mg/l	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001	
		30 ホ ル ム アル デ ヒ ド	mg/l	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	
	水道水が有すべき性状に 関連する項目	31 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.011	0.005未満	0.005未満	金属類
		32 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.02	0.01未満	0.02	
		33 鉄 及 び そ の 化 合 物	mg/l	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
		34 銅 及 び そ の 化 合 物	mg/l	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
		35 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	16.2	15.8	15	無機物
		36 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	金属類
		37 塩 化 物 イ オ ン	mg/l	200以下	6.1	4.6	8.5	
		38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	22	21	75	無機物
		39 蒸 発 残 留 物	mg/l	500以下	107	112	172	
		40 陰 イ オン 界 面 活 性 剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	有機物
		41 ジ ェ オ ス ミ ン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
		42 2－メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
		43 非 イ オン 界 面 活 性 剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
		44 フ ェ ノ ール 類	mg/l	0.005以下	0.0032	0.0006	0.0017	
		45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	5以下	0.3	0.2	0.1	
		46 p H 値	—	5.8 以上 8.6 以下	7.4	7.3	7.5	基礎的 性状
		47 味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	
		48 臭	気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	
		49 色	度	5以下	1未満	1未満	1未満	
		50 濁	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	

ちよつと びとこと

楽しかったこと、悲しかったこと、市への疑問や意見・要望などを情報推進グループへ電話やはがき、封書、ファクス、電子メールでお寄せください。なお、個人や団体への中傷、営利を目的としたお話はご遠慮ください。

情報推進グループ

☎(85)6586
FAX(85)1108
Eメール:pr@city.noboribetsu.hokkaido.jp

中央町6-11

子どもをもっと 伸び伸びと育てたい

近年、残酷な事件が増えている。わたしが子どものころには、考えられないような事件ばかりで、罪を犯す人も若い。

いまの子どもたちは、忙しすぎて遊ぶ時間もなく、また、遊び場が少なくなって、自由な世界がなくなってしまった。

そんな環境が、人への思いやりのない人間に育ててしまったのではないのだろうか。

そんな社会で育ってきた子どもたちが、とてもかわいそうに思える。

子どもは、遊びの中でルールを守ることや人への優しさ、いたわりを覚えていくものだと思う。

子どもたちは、核家族化で保護者の目が届きすぎることや学校の先生たちも保護者の反応が怖くて下手に怒ることもできない。

また、子どもたちの遊び場は、いろいろ開発が進んだことから、昔あったような秘密の場所を確保できなくなってしまった。

外で遊ぶことが少なくなり、家でゲームばかりやっている。テレビ番組も視聴率の獲得ばかりに走り、ためになるものが少ない。そんな子どもたちが、大きくなったとしたら、社会で起きているような事件が起きてても不思議ではない。

これからもつとつと残酷な事件が起きると思う。なぜなら、そういう環境で育った子どもたちが、いずれ親になるからだ。

残酷な事件が起きるとその家庭だけが責められる。しかし、一体誰がそんな社会をつくったのか。そんな家庭にしなければならなかったのか。もう一度みんなで考えていかなければならない。

平均寿命が延び、元気な高齢者が増え、その方たちの生きがいのための遊び場の確保も大切だが、大人になっていない子どもの遊び場の確保は、意味があり、もっとも大切だ。

われわれは、ものを言えない子どもたちのことを、もっと考えてやらなければいけない。

(昔のガキ大将)

ほん

今月の新着図書

市立図書館
☎(85)4324

馬琴の嫁

群 ようこ 著

滝沢馬琴のひとり息子と結婚した土岐村でつ。優しそうに見えた夫は痛性持ちで、しゅうとは何でも仕切らないと気がすまない。心の休まる日はないが、持ち前の明るさで乗り切れる?著者初めての時代小説。

お届けにあがりました!

三田村路子 著

なぜンバ屋の出前が減り、牛乳の宅配が伸びているのか?DVD、ケーキといった大手の商品から、ハウスクリーニングや書類のシュレッダーといったサービスまで、デリバリービジネスのいまを紹介。

このほかに新しく入った本

- ◇ひらがな暦
- ◇腐蝕生保(上・下)
- ◇北前船の事件
- ◇世界は単純なものに違いない
- ◇野の花の入院案内
- ◇老師と少年
- ◇双六で東海道
- ◇頭のよい子が育つ家
- おーなり由子 著
- 高杉 良 著
- 平岩 弓枝 著
- 有吉 玉青 著
- 徳永 進 著
- 南 直哉 著
- 丸谷 才一 著
- 四十万晴・渡邊朗子 著

※図書館では、毎月購入している本の全リストを差し上げています。ご利用ください。

ダイヤル市 不用品

お申し込み・お問い合わせは
登別消費者協会 (☎8307)

火～金曜日(祝日、1月2日(火)～1月5日(金)を除く) 10:00～16:00
※お申し込みは、市内に居住する方が対象です。

ゆずります(売ります)

- 電子オルガン●ワープロ●パソコン用スキャナー●スキー板(165センチ)●スキー靴(22.5センチ、24.5センチ、25.5センチ、26センチ)●ホッケー用スケート(22.5センチ、23センチ)●三輪車(3～5歳用)●スタッドレスタイヤ(165-80-R13ホイール付き、175-70-R13ホイール付き)●スチール本棚●ピアノ●ホームタンク(90リットル)●水槽(45×90×45センチ・台付き)●ゴルフクラブ(左利き用アイアン9本)●剣道着(はかま・防具一式、小・中・高生用)●ダブルベッド●小学生用学習机●石油ストーブ(角型)●木製ハイベッド

ゆずってください(買います)

- 電動三輪車●自転車用補助いす●電動ミシン●ノートパソコン●ワープロ●車いす(折りたたみ式)●野球用グローブ(大人左利き用)●スケート(19センチ)●チャイルドシート●三本糸ロックミシン●三輪車(大人用)●C.D・ラジオデッキ(音声多重)●鋳物まきストーブ●英和辞典●二段ベッド

第36回 登別温泉湯まつり

▶月日 2月3日(土)・4日(日)

▶場所 登別温泉街、カルルス温泉街

登別温泉の豊富な湯量と優れた泉質に感謝し、開運と無病息災を祈る登別ならではの冬の祭りを開催します。

節分の夜に、閻魔大王の使者である赤鬼・青鬼の『湯鬼神』が温泉街を練り歩き、皆さんの厄を払います。

また、最終日には、下帯姿の威勢のいい若者たちが豪快に湯をかけ合う『源泉湯かけ合戦』を行います。

1,000人に登別温泉入浴をご招待

▶日時 2月4日(日) 12時～15時

▶定員 1,000人(市内に居住している方)

※応募者多数の場合は抽選します。

▶申込方法 往復はがきの往信の裏に、代表者の住所、氏名、年齢、電話番号、入浴希望者全員の方の氏名(5人まで)を、返信の表に、代表者の住所、氏名を記入の上、1月22日(月)(必着)までに郵送してください

▶申し込み 登別温泉旅館組合(〒059-0551 登別温泉町60(登別観光協会内) ☎0143 3311)

2月3日(土)			
時間	行 事	場 所	内 容
13:00 15:00	カルルス訪問	カルルス温泉街	赤鬼・青鬼の『湯鬼神』がカルルス温泉の湯治客を訪問し、郷土芸能『湯鬼神かぐら』の披露と厄払いを行います。
17:30	源泉汲み上げ・出発式	地獄谷	湯まつり開始セレモニーを行います。
18:00 20:30	厄払い湯鬼神群舞	登別温泉街 (旅館・商店回り)	地獄谷から出てきた大勢の湯鬼神が登別温泉街に練り出し、観光客や市民の皆さんの厄払いを行います。
21:00 22:00		登別温泉街 (飲食店回り)	

2月4日(日)			
時間	行 事	場 所	内 容
12:00 15:00	温泉入浴ご招待	各旅館・ホテル	登別温泉旅館組合による、市民1,000人の方を温泉入浴にご招待します。
18:00 20:10	厄払い湯鬼神群舞		赤鬼・青鬼の『湯鬼神』が登別温泉街の旅館やホテルを練り歩き、厄払いを行います。
21:00	子宝もちまき	まつり広場 (道南バス登別温泉ターミナル)	登別温泉の名湯『子宝湯』にちなんだ『子宝もち』をまきます。
21:10 21:25	源泉湯かけ合戦		厳寒の夜、下帯姿の若者たちによる勇壮な湯かけ合戦が繰り広げられます。

※都合により催し物・時間が一部変更になる場合があります。

問い合わせ
登別観光協会 (☎84 3 3 1 1)

と な り ま ち ・ ホ ッ ト ラ ン

白老町

全道アイスユニホックしらおい大会 参加チーム募集

誰でも気軽に楽しむことができる競技です。

初めての方も、ぜひご参加ください。

▶日時 2月4日(日) 9時～

▶場所 ポロト湖特設リンク

▶対象 子どもの部…小学生5人1チーム、一般の部…中学生以上4人1チーム

▶参加料(1チーム) 子どもの部 1,000円、一般の部3,000円

▶申し込み 1月26日(金)までに電話で同実行委員会(白老町商工会内 ☎0144 22775)

室蘭市

泳いだ距離を測ってみよう 入江ウオーターマラソン

プールで泳いだ(歩いた)距離がどれくらいか毎回記録します。

目標の距離を目指しながら、健康づくりを楽しみましょう。

▶期間 3月31日(土)まで

▶場所 入江運動公園温水プール

▶参加料 無料

※プール利用料が必要です。

※お得な回数券もあります。

▶申し込み 1月30日(木)までに、入江運動公園温水プール(☎22 466)に備え付けの用紙によりお申し込みください

伊達市

第2回もう一つの成人式 J I J I & B A B A 言いたい放題!

▶月日 1月8日(月)

▶場所 だて歴史の杜カルチャーセンター講堂

▶内容・時間 第1部(13時～)…70歳以上の弁論大会～朗人の主張～、第2部(15時～)…1日だけの歌声喫茶

▶参加料 第1部…無料、第2部…300円(税込み)

▶第1部特別ゲスト K A N Z Y

▶問い合わせ 伊達メセナ協会事務局(だて歴史の杜カルチャーセンター内 ☎0142 221515)